平成 26 年 5 月 9 日

各　　位

会 社 名　　株式会社　鹿 児 島 銀 行
代表者名　　取締役頭取　上 村　基 宏
（コード番号 8390 東証第１部、福証）
問合せ先　　取締役総合企画部長
野 崎　満 雄
Ｔ　Ｅ　Ｌ　　（099）225－3111

定款の一部変更及び役員報酬制度の見直しに関するお知らせ

当行は、平成26年5月9日開催の取締役会において、公告方法（電子公告）と社外役員との責任限定契約に関する定款の一部変更、及び役員報酬制度の見直しについて平成26年6月26日開催予定の第106期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款の一部変更

（１）変更の理由

① 公告方法について、インターネットの普及を踏まえ、公告閲覧の利便性向上と公告手続の合理化を図るため、電子公告を採用することとし、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の予備的な公告方法を定めるため、現行定款第 5 条（公告方法）について変更を行うものであります。

② 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定により、定款に第29条(社外取締役との責任限定契約)及び第 39 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第 29 条の新設については、各監査役の同意を得ております。

③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

（３）日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月26日(木)
定款変更の効力発生日	平成26年6月26日(木)

２．役員報酬制度の見直し

（１）役員退職慰労金制度の廃止

役員退職慰労金制度は平成 26 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、本制度廃止までの在任期間に対する役員退職慰労金については、打ち切り支給の決議を当該定時株主総会で行い承認を得たうえで、対象役員の退任時に支給いたします。

（２）取締役及び監査役の報酬額（基本報酬）の改定

役員退職慰労金制度の廃止等諸般の事情を踏まえ、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会において取締役及び監査役の報酬限度額の改定を付議いたします。また今般、自社株式取得ガイドラインを新設し、取締役の当行株式取得を進めることで株主の皆様との株主価値共有を図ってまいります。

（３）業績連動型報酬の導入

役員賞与については平成 26 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会での支給決議を最後に廃止いたします。翌期以降は業績との連動性を明確にして取締役の中長期的な業績向上への貢献意欲を一層高めることを目的に、取締役について業績と連動する報酬枠を設定することとし、当行単体の当期純利益を基準とした業績連動型報酬制度の導入を付議いたします。

なお、社外取締役と監査役については、中立性及び独立性を確保する観点から、業績連動型報酬の対象とせず、基本報酬のみといたします。

（４）業績に与える影響

当行は従来から将来の退職慰労金の支給に備え、当行所定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

以　上

（別紙）変更の内容

（注）―で表示した箇所が変更部分を示します。

現　行　定　款	変　更　案
（公告方法） 第５条　当銀行の公告は、鹿児島県鹿児島市において発行する南日本新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。	（公告方法） 第５条　当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、鹿児島県鹿児島市において発行する南日本新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。
（新　　設）	（社外取締役との責任限定契約） 第29条　当銀行は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、会社法第427条第１項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第29条～第37条　（省　　略）	第30条～第38条　（現行第29条～第37条のとおり）
（新　　設）	（社外監査役との責任限定契約） 第39条　当銀行は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、会社法第427条第１項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第38条～第45条　（省　　略）	第40条～第47条　（現行第38条～第45条のとおり）

以　上

本件に関するお問い合わせ先
鹿児島銀行 総務部　　美坂・横山
ＴＥＬ099-239-9741　（ダイヤルイン）